

岡山県二級水系流域治水協議会 規約

(目的)

第1条 平成30年7月豪雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、県内二級水系の流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有等を行うことを目的とする。

(実施事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 県内二級水系の流域で行う流域治水の検討
- 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定・公表
- 三 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況の確認・フォローアップ
- 四 その他、流域治水に関して必要な事項

(協議会)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会は、前項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の意見を聴くことができる。

(幹事会)

第4条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる構成員をもって構成する。
- 3 幹事会は、前項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者の意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(事務局)

第6条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、岡山県土木部河川課が務める。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則) 本規約は、令和3年 3月30日から施行する。

改定 令和4年 6月27日 (構成員の追加)

改定 令和4年12月20日 (委員の追加、構成員の変更・追加)

岡山県二級水系流域治水協議会

- (委員) 岡山市長
倉敷市長
玉野市長
笠岡市長
総社市長
備前市長
瀬戸内市長
赤磐市長
浅口市長
和気町長
早島町長
里庄町長
矢掛町長
吉備中央町長
国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所長
岡山県 危機管理監
岡山県 土木部長
- (オブザーバー) 国土交通省 中国地方整備局 河川部
国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所長

岡山県二級水系流域治水幹事会

(構成員)	岡山市	下水道河川局	下水道河川計画課	河川防災担当課長
	倉敷市	危機管理課長		
	玉野市	危機管理課長		
	笠岡市	危機管理部長		
	総社市	危機管理室長		
	備前市	危機管理課長		
	瀬戸内市	総務部	参与兼危機管理課長	
	赤磐市	上下水道課長		
	浅口市	くらし安全課長		
	和気町	都市建設課長		
	早島町	総務課長		
	里庄町	農林建設課長		
	矢掛町	総務防災課長		
	吉備中央町	総務課長		
	西日本旅客鉄道株式会社	山陽新幹線統括本部安全推進部		
			安全マネジメント推進課長	
	西日本旅客鉄道株式会社	中国統括本部施設部	設計協議課長	
	国土交通省	中国地方整備局	岡山国道事務所	管理第二課長
	岡山県	危機管理課長		
	岡山県	農林水産部	耕地課長	
岡山県	農林水産部	治山課長		
岡山県	土木部	河川課長		
岡山県	土木部	防災砂防課長		
岡山県	土木部	都市計画課長		
(オブザーバー)	国土交通省	中国地方整備局	河川部	
	国土交通省	中国地方整備局	岡山河川事務所	流域治水課長